

#### 1. 紹介の依頼について

申込者は、本契約期間中、シンクエージェント株式会社(以下「シンクエージェント」といいます。))に対して、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する条件(以下総称して「求人条件」といいます。))ごとに、求人条件を明示する文書(以下「求人票」といいます。))を書面または電子メールを利用する方法により交付して、人材の紹介を依頼します。

#### 2. 紹介の内容について

シンクエージェントは、求人条件に適合可能性がある人材(以下「候補者」といいます。))のうち、申込者に応募する意思があり、かつ、申込者の社風等求人条件以外の条件を加味してシンクエージェントが適切と判断した人材を、申込者に対して紹介します(以下、申込者に紹介した人材を「応募者」といいます。))

#### 3. 採用選考について

(1)申込者は、シンクエージェントが第2項により紹介した応募者を自ら選考のうえ、適当と認めた場合には、申込者の責任において当該応募者を労働者として採用します。この際、シンクエージェントは申込者に採用選考について適宜必要なアドバイスを行い、その他の支援を行います。

(2)申込者は、(1)に基づき応募者の採用を決定した場合、シンクエージェントに対して、直ちに採用を決定した事実を確認する文書を書面または電子メールを利用する方法により交付します。

#### 4. 紹介手数料について

(1)申込者は、シンクエージェントから紹介された候補者の採用を決定し、候補者からシンクエージェント指定の内定承諾書を受領した段階で、人材紹介の報酬として、表面記載の紹介手数料に消費税を加算した金額を、シンクエージェントが指定する銀行口座に振込支払します。

(2)申込者と請求先が異なる場合、報酬等の支払責任は請求先が負い、申込者はこれに連帯して保証します。

(3)申込者は、候補者の採用を決定した場合、遅滞なくシンクエージェントの指定する方法に従って、採用を決定した候補者(以下「被採用者」という)に関する事項(氏名・入社日)及び、報酬に関する事項(料金・請求日・支払期日)の確認を行うものとします。

#### 5. 返金規定について

(1)入社日まで(入社日含む)に、被採用者の自己都合による入社辞退、もしくは、被採用者の責による採用取消が発生した場合、シンクエージェントは紹介手数料の全額を申込者に返還するものとします。

(2)シンクエージェントは当該辞退または採用取り消しに至る経緯について、当該被採用者に対して確認することができるものとします。

(3)返還金の支払条件は、内定辞退月末締翌月末払とし、支払い方法は銀行振り込みとします。

振込手数料はシンクエージェントが負担するものとします。

#### 6. 申込者の義務について

(1)申込者は、シンクエージェントが応募者を紹介した後に、当該応募者について他の手段により応募があった場合には、シンクエージェントの紹介による応募を優先して取扱います。また、申込者は、シンクエージェントが紹介した応募者について、既に他の手段により応募があった場合には、直ちにシンクエージェントにその旨通知します。

(2)申込者は、シンクエージェントが応募者を紹介した日から内定承諾した日まで、紹介を受けた応募者と直接連絡を取る場合には事前にシンクエージェントに対してその旨通知するものとします。

#### 7. 労働条件の確認について

申込者は、第3項(1)に基づき応募者の採用を決定した場合には、当該応募者に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面を申込者の責任において交付し、申込者および当該応募者との間で雇用契約を締結します。

#### 8. 差別的取扱いの禁止について

申込者は、第3項(1)に定める採用選考の際、シンクエージェントが紹介した応募者を性別、年齢、その他の属性により差別的に取扱いません。

#### 9. 応募者の併願について

申込者は、シンクエージェントから紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合があることを確認します。

#### 10. 応募書類の作成責任について

申込者は、エントリーシート、履歴書その他の応募書類は、当該応募者の責任において作成するものであることを確認します。

#### 11. 個人情報の取扱いについて

(1)シンクエージェントは、申込者が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、履歴書の個人情報(以下、「個人情報」といいます。))を申込者に対して開示・提供します。ただし、シンクエージェントは、応募者の病歴、併願状況などの求人条件に何ら関連のない個人情報については、当該応募者の事前の承諾を得ない限り、申込者に対して開示・提供しません。

(2)申込者は、(1)に基づきシンクエージェントより提供された応募者(採用に至らなかった者も含みます。))の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、採用選考の目的の範囲内で利用するものとし、本契約期間中および契約期間終了後も、採用選考に直接関与する部門の申込者の役職員以外の第三者に開示、または漏洩しません。

(3)申込者は、応募者の採用選考業務の全部または一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨シンクエージェントに通知します。この場合、申込者は、当該第三者において個人情報の安全管理が図られるように、自らの責任において、自らが行う措置と同様の安全管理措置を講じさせます。

#### 12. 求人条件等の開示・公開について

申込者は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、申込者が求人票に記載した求人条件および一般的に公開されている申込者の企業情報を、シンクエージェントが候補者を募集するためにシンクエージェントが運営、提供または指定するインターネットウェブサイト等において開示・公開することに同意します。また、その場合の募集方法と募集費用については、第三者に開示してはならないものとします。

#### 13. 業務提携先への情報開示について

シンクエージェントは、シンクエージェントと業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内など、申込者より入手した情報を開示・提供する必要があります。その際にはシンクエージェントの責任のもと、当該人材紹介会社がシンクエージェントと同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督します。

#### 14. 候補者への開示・提供について

シンクエージェントは、申込者の企業情報のうち、次に定める情報について、候補者に対して開示・提供することができます。ただし、申込者が提供する情報のうち、申込者が候補者に対して開示・提供を希望しない旨を事前に指定した情報については、この限りではありません。

①求人票のほか、申込者から提供された情報

②シンクエージェントが独自に収集した情報

#### 15. 守秘義務について

(1)申込者およびシンクエージェントは、相手方から秘密である旨を明示のうえ受領し、または開示を受けた情報(以下「機密情報」といいます。))を本契約期間中および契約期間終了後も、第三者に開示または漏洩しません。ただし、監督官庁または法令に基づき開示が要請されるものはこの限りではありません。

(2)個人情報を除き、(1)にかかわらず次のいずれかに該当するものは機密情報にあたりません。

①受領時に、既に公知であったもの

②開示後、受領者の責に帰さない事由により公知となったもの

③開示の時、受領者が既に保有していたもの

④第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

⑤機密情報を使用することなく受領者が独自に開発したもの

#### 16. 契約期間について

本申込に基づき申込者としてシンクエージェントとの間で成立する本契約の有効期限は、表面の表題の卒業年度の採用充足(2026年3月31日まで)とします。ただし、応募者の紹介後に、本契約内容の全部もしくは一部が変更された場合、または本契約が終了した場合であっても、当該応募者については紹介時において有効であった契約条件が適用されるものとします。

#### 17. 反社会的勢力の排除について

申込者およびシンクエージェントは、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特種知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。))に該当しないこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、将来にわたっても表明します。かかる表明に違反した場合には、異議なく契約解除を受け入れます。

#### 18. 解除について

申込者およびシンクエージェントは、相手方が本契約に違反した場合や本契約を継続し難いと認められる事由が相手方に生じた場合には、本契約期間中においても、事前に相手方にその旨通知することにより、本契約を解除することができます。

※法規や公序良俗、シンクエージェントの取引基準に反する場合など、シンクエージェントが妥当でない判断したときにはお申込みをお受けできない場合があります。